



## つばき時事通信

NO.4



## 高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-6310-1878 FAX03-6323-4839

[Eメール h@takahasi-office.com](mailto:h@takahasi-office.com)

生活におけるちょっとした疑問点についてQ&A形式で皆様にお届けします。

[相続の法律問題]

### Q 妻が受取人の生命保険金は相続財産か？

受取人を妻と指定された夫の生命保険金は、相続の対象になるのでしょうか。また生命保険金を受け取った分は、本来相続により取得する価額から差引かれるのでしょうか？

A 原則として生命保険金は相続財産ではなく、相続の対象にはなりません。但し、相続人が取得した生命保険金につき、その被相続人が支払った保険料もしくは被相続人死亡時に仮に解約したときの解約返戻金の額が、特別受益として持戻しの対象となる考えがあります。

生命保険金は、人が死亡したことを原因として支払われるという点で、相続とよく似ています。しかし生命保険金の受取人は、保険契約で個別に定められるという点は、相続人が法律で定められている相続とは異なっています。そこで、生命保険金は、いったい相続財産に含めて考えるべきものか、つまり相続の対象になるものとして相続人間で遺産分割協議が可能なものかどうか問題になります。

そこで、生命保険契約にはいろいろな形態のものが考えられますので、それぞれについて、生命保険金が相続財産であるかどうか検討してみます。

(1) 被相続人が被保険者となる生命保険契約を締結しており、相続人中の誰か特定の者を生命保険金の受取人として指定している場合

→この場合、受取人として指定された者は、「第三者のためにする契約」である生命保険契約により、生命保険金を固有の権利として取得します。つまり、生命保険金は相続により取得するものではなく、生命保険金は相続財産ではないことを意味します。

(2) 被相続人が、生命保険の受取人をたんに「相続人」と指定していた場合

→この場合においても、かかる指定は、保険金請求権発生当時（つまり被相続人死亡時）の相続人たるべき個人を特に受取人として指定したものであると考えられています。従って、この場合も生命保険金は相続財産ではなく、指定された相続人が受け取る生命保険金は相続により取得したものではないこととなります。

(3) 保険金受取人の指定が無い場合

→このような場合、保険金受取人は保険契約により決まります。

保険約款において、例えば被保険者の相続人を保険金受取人にしたり、被保険者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹をこの順位に従って保険金受取人に行っているようです。このような保険約款の場合においても、受取人は固有の権利として保険金を請求することができます。つまり生命保険金は相続財産にならないと考えられます。

→これに対し、保険約款において、「保険金受取人は民法の規定を適用する」とされている場合には、保険金請求権は、相続財産になるという考え方と、保険金請求権は受取人の固有財産であって相続財産にならないという考え方があり、争いがあるところです。

(4) 被相続人が自己を受取人として指定していた場合

→このような場合、指定された保険金受取人はいないこととなりますから、(3)の場合と同様に考えることができます。

(5) 被相続人が指定していた保険金受取人が被相続人より先に死亡したのに、被相続人が受取人の再指定をせずに死亡した場合

→商法の規定により、指定受取人の相続人が受取人となります。この場合の相続人は、受取人が死亡したときの相続順位に従い相続人となる者です。この場合においても受取人の相続人は固有の権利として生命保険金を取得するものとされています。

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 商業登記全般（株式会社設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 借金の整理（破産・任意整理・過払い金請求ほか）
5. 成年後見業務・任意後見業務
6. 裁判手続き
7. 裁判所提出書類作成業務